

高松市会計規則及び高松市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 5 4 号

高松市会計規則及び高松市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

(高松市会計規則の一部改正)

第 1 条 高松市会計規則(昭和 3 9 年高松市規則第 3 4 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(概算払) 第 7 9 条 略 (1) ～ (6) 略 (7) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>又は国民健康保険団体連合会に対して支払う診療報酬 (8) ・ (9) 略 2 ・ 3 略	(概算払) 第 7 9 条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) ～ (6) 略 (7) <u>社会保険診療報酬支払基金</u>又は国民健康保険団体連合会に対して支払う診療報酬 (8) ・ (9) 略 2 ・ 3 略

(高松市医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 高松市医療費助成条例施行規則（昭和49年高松市規則第18号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医療費助成の請求、申請等） 第9条 現物給付対象医療機関（条例第7条第1項本文の規定により医療費の助成額の支払を受ける医療機関として市長が定めるものをいう。以下同じ。）は、第13条の規定による委託を受けた<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>又は国民健康保険団体連合会に医療費の助成に関する請求をする場合を除き、子ども・障害者・ひとり親家庭等医療費請求書（様式第5号）により、各月分について翌月の10日までに市長に請求しなければならない。 2 略 （<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等</u>への審査・支払事務の委託） 第13条 市長は、条例第7条第3項の規定により、現物給付対象医療機関（病院、診療所及び薬局に限る。）からの請求であって医療に関する給付に係るものに係る同項の事務を、<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>及び国民健康保険団体連合会に委託する。	（医療費助成の請求、申請等） 第9条 現物給付対象医療機関（条例第7条第1項本文の規定により医療費の助成額の支払を受ける医療機関として市長が定めるものをいう。以下同じ。）は、第13条の規定による委託を受けた<u>社会保険診療報酬支払基金</u>又は国民健康保険団体連合会に医療費の助成に関する請求をする場合を除き、子ども・障害者・ひとり親家庭等医療費請求書（様式第5号）により、各月分について翌月の10日までに市長に請求しなければならない。 2 略 （<u>社会保険診療報酬支払基金等</u>への審査・支払事務の委託） 第13条 市長は、条例第7条第3項の規定により、現物給付対象医療機関（病院、診療所及び薬局に限る。）からの請求であって医療に関する給付に係るものに係る同項の事務を、<u>社会保険診療報酬支払基金</u>及び国民健康保険団体連合会に委託する。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。